

第 1 章 都市計画決定権者等の氏名及び住所

1.1 都市計画決定権者の氏名及び住所

名 称：沖縄県
代表者氏名：沖縄県知事 翁長雄志
所 在 地：沖縄県那覇市 泉崎 1-2-2

1.2 事業者の氏名及び住所

名 称：沖縄県
代表者氏名：沖縄県知事 翁長雄志
所 在 地：沖縄県那覇市 泉崎 1-2-2

※本事業は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 5 項に規定する都市施設として、都市計画法の規定により都市計画に定められるため、事業者が行うべき環境影響評価その他の手続きは、当該都市計画の決定者が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業に関する都市計画の決定する手続と併せて行うものとする。

（「沖縄県環境影響評価条例」（平成 12 年条例第 77 号） 第 42 条第 1 項）

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の目的

対象事業である宮古広域公園整備事業は、沖縄県で唯一広域公園が未整備の宮古圏域に、広域のレクリエーション需要に対応する広域公園を整備する必要性に基づく。その上で公園の基本理念として「宮古の美しい青い海とそこで育まれた自然と文化を活かした(仮称)『ミヤークヌ・オー・イム・パーク』の実現」が掲げられており、これを実現することが本事業の目的である。

2.2 対象事業の内容

2.2.1 対象事業の名称及び種類

対象事業の名称：宮古広域公園整備事業

対象事業の種類：
・スポーツ若しくはレクリエーション施設の建設の事業
（「沖縄県環境影響評価条例」（平成12年条例第77号）の別表（第2条関係）12）
・面積が20ha以上の都市公園の新設の事業
（「沖縄県環境影響評価条例施行規則」（平成13年規則第87号）の別表第1（第3条関係））

2.2.2 対象事業の実施区域

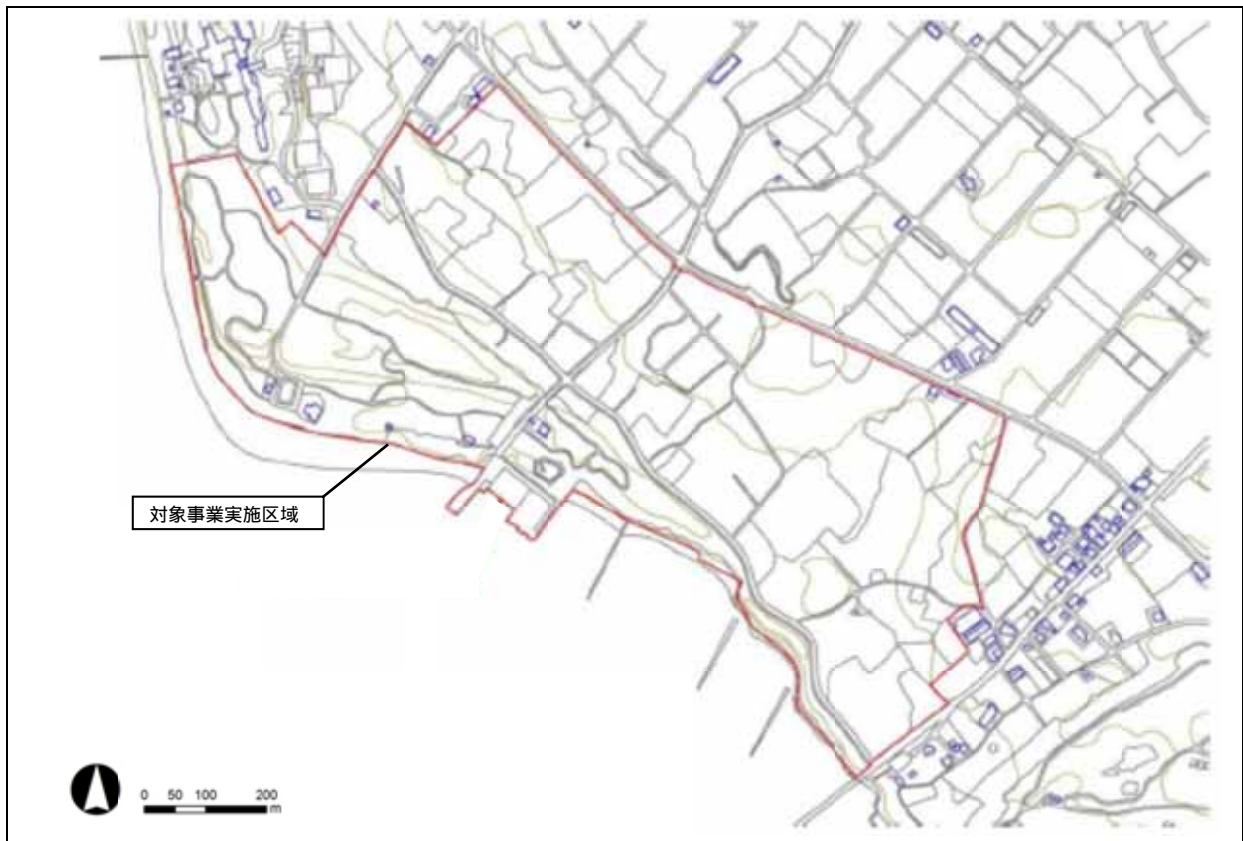
対象事業が実施されるべき区域（以下、「対象事業実施区域」という）の位置を図2.2.2-1に示す。

対象事業実施区域は、宮古島市役所から南へ約9キロ離れた海岸沿いにあたり、おおむね北～東は県道保良上地線、北～西はそれから分かれて海岸に向かう市道仲ネク線、東～南は県道城辺下地線から来間大橋へと通じる市道皆愛学道線、南～西は海岸に囲まれた面積約51haの区域である。

対象事業実施区域の所在は、宮古島市下地字与那覇の一部である。



図 2.2.2-1 対象事業実施区域の位置



出典：「沖縄県地図情報システム」（沖縄県）



出典：「沖縄県地図情報システム」（沖縄県）

図 2.2.2-2 対象事業実施区域

2.2.3 対象事業の規模及び内容に関する事項

対象事業の規模は、全体面積が約 51ha である。対象事業の整備コンセプト（基本理念、基本方針等）、及び整備コンセプトに基づくゾーン設定とゾーン毎の整備の考え方を以下に示す。

2.2.3-1 公園コンセプト

公園コンセプトとして、基本理念、基本方針、導入機能について以下に示す。

(1) 基本理念等

公園のあるべき姿を示す基本理念として、宮古の美しい青い海とそこで育まれた自然と文化を活かした（仮称）「ミヤークヌ・オー・イム・パーク（宮古の青い海公園）」の実現を掲げた。

また、これを具体化する公園のイメージとして、次の3つの目標像を設定した。

- 美しい海辺の景観や自然を守り育てる公園
- 海や海辺での多様なレクリエーションを提供する公園
- 海と結びついた生活や遊びを体験できる公園

(2) 基本方針

公園の理念や目標像を実現するために3つの基本方針を設定し、それぞれの基本方針に対応した公園づくりの取り組み方針を定めている。（次ページの「基本方針」参照）

(3) 導入機能

(1) 環境保全・景観形成機能	<ul style="list-style-type: none">・海辺や背後の緑地の保全・創出と活用・宮古島らしい景観の保全と創出・エコアイランド・宮古島との協働
(2) 観光・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none">・水や緑などの自然を生かした子どもの遊び空間・海辺の多様なレクリエーション環境・亜熱帯の花木や草花による演出・地域の歴史文化の活用・多様なイベントの開催と支援
(3) スポーツ・健康運動機能	<ul style="list-style-type: none">・住民の手軽な健康運動の場・競技型スポーツでの利用・スポーツ合宿等の誘致
(4) 防災機能	<ul style="list-style-type: none">・防災機能の付与・公園利用に関する安全・安心の確保

基本方針

(仮称)宮古広域公園の基本理念、目標像を実現するため、「自然と景観」、「利用・活用」、「整備・運営」に関する3つの基本方針を設定しました。そのうえで、それぞれの基本方針に対応した公園づくりの取り組み方針を定めています。

自然と景観に関する方針

宮古の美しい海と海辺の自然や景観を守り育てる公園をめざします

- ・優れた自然環境を保全・創出し、公園づくりに活用します
- ・宮古島らしい景観を保全し、新たな公園景観を創出します
- ・エコに配慮した取り組みを行います

利用・活用に関する方針

日常利用から観光・スポーツ利用など幅広い用途に柔軟に対応します

- ・地域の人々の日常レクリエーション利用に対応します
- ・観光及び滞在型レクリエーション利用に対応します
- ・多彩なイベント、スポーツコンベンションによる活用に対応します
- ・宮古圏域の豊かな歴史と地域の文化の活用と発信に取り組みます
- ・地域の人々の知恵や技術、おもてなしの心を活かしながら、人々の交流の場とします
- ・公園利用者の安全・安心を確保します

整備・運営に関する方針

多くの方に役立ち、みんなで作って管理する公園づくりを行います

- ・地域の振興に寄与する公園づくりを行います
- ・宮古圏域の防災に寄与します
- ・みんなで作って管理する公園をめざし、管理負担の軽減を図ります
- ・スポーツ施設や観光施設、歴史文化施設などと連携し、相乗効果の発揮を図ります
- ・長期的な展望のもと、段階的な整備による着実な公園づくりを進めます
- ・適切な公園マネジメントの実施による公共サービスの向上に努めます

◆ 基本方針の考え方

公園づくりの方針は、自然環境の保全から公園におけるレクリエーション利用、そのための施設整備など幅広い事ごとに関わります。

3つの基本方針がバランス良く調和し合い、それぞれの方針で目指す公園のあり方が最大限に実現される公園づくりを進めます。



出典：「(仮称)宮古広域公園に関する意見募集参考資料 基本構想(案)の概要」(沖縄県、平成26年8月)

ゾーン毎の整備の考え方は以下のとおりである。

○エントランスゾーン

- ・公園利用者の玄関口として、広域アクセスや周辺道路の状況なども考慮して配置する。
- ・公園の顔ともなる場所であり、観光利用者にもインパクトを与えるような花と緑による修景を行う。
- ・団体利用の際の集合・解散の場となる広場やメインの駐車場、管理事務所などを配置する。

○観光・レクリエーションゾーン

- ・観光客や市民が入り交じって楽しめる場とする。
- ・前浜の優れた自然環境や景観に影響を与えないよう、内陸部での整備を基本とする。
- ・観光の目玉となる植物園的な施設や宮古馬牧場、市民利用に対応するピクニック園地的な施設や冒険遊び場、芝生広場などを配置する。
- ・内陸にあっても海が感じられるよう、樹林越しに海が望めるような「高台（見晴らしの丘）」の整備も検討する。

○健康・スポーツゾーン

- ・市民の健康運動からサッカーなどの競技スポーツまでを幅広く行えるゾーンとする。
- ・健康運動では、グラウンドゴルフやウォーキングなどの市民に人気のある運動を行える場を整備する。
- ・競技スポーツでは、サッカーや野球など多目的に利用できるオープンな空間を確保し、市民レベルの大会利用や、複数団体の合宿ニーズなども受け止められるよう、複数面が取れる規模を確保する。

○海辺の森保全・活用ゾーン

- ・現在のモクマオウの樹林地を中心として配置する。
- ・前面のビーチ部分とあわせて、地形や動植物が一体となった海辺のビオトープを形成している場であり、保全を基本とする。
- ・林内には既に遊歩道も整備されており、これらを活かした自然観察等の場としても活用する。
- ・また、モクマオウの人工林から海辺の天然林への転換や、森の厚みを増すことでの更なる自然環境の向上や、海辺の森にふさわしい景観整備を図る。
- ・リニアな形状であるため、サイクリング道や散歩道、ウォーキングコースなどで横方向の連続性を確保していく。

○海辺の森強化ゾーン

- ・現在、モクマオウの樹林地の幅が狭い箇所があり、これを強化するため隣接する内陸側を樹林地として整備する。
- ・樹林地の自然観察施設や、林間のキャンプ場など、樹林と共存する施設を整備し、利活用できる森の整備を図る。

○海浜保全・活用ゾーン

- ・ビーチ部分は、「宮古の青い海公園」を象徴する部分でもあるため、その環境や景観に影響を与えない範囲での活用を図る。
- ・海辺の利用では、水泳やマリンスポーツなどのアクティビティを楽しみたいという要望から、海を眺めてくつろぎたい、散策や食事を楽しみたい、自然を学びたいといった静的な活動まで多様なニーズがあるため、現在の海辺の自然環境や土地利用状況などに応じて、便益施設等の配置を行う。



図 2.2.3-2(2) 宮古広域公園計画の施設計画



2.2.3-2(3) 施設計画図

< エントランスゾーン > ・面積 約5ha ・割合 約10%



図2.2.3-2(4) エントランスゾーンにおける配置計画

表2.2.3-2(1) 施設の主な内容(エントランスゾーン)

	施設名	分類	施設の主な内容
1	ビジターセンター	建築	公園中央部で海にもアクセスの良い位置に配置する。公園での各種体験や学習の中核施設であり、案内受付・利用者サービスを行う。メインの管理事務所を設け、人員の詰所や機材保管等も行う。津波避難機能も持つ。
2	メイン花壇	広場	ビジターセンター前に配置。公園の顔となる花の空間であり、公園内の散策シークエンスの最初のピークの間となる。花だけでなく、観葉植物や低木、芝地なども組み合わせで演出する。
3	海へ続く四阿	便益	ビジターセンターから海辺(港)をつなぐ。通路状の四阿であり、それ自体アート性を持つ空間とし、海への期待を高めながら楽しく歩く主動線となる。日よけ、雨よけの機能も有する。
4	ハンプ広場	横断歩道帯	市道と園路が交錯する地点は、ハンプ機能を有する広場的な空間とする。園路と一体的になった横断帯を面的にデザインして、歩行者優先をより印象付ける。
h	エントランス広場	広場	ビジターセンターと車寄せに面し、花壇と隣接する位置に配する。公園の顔であり来園者の集合解散場所としてわかりやすく、シンボル性をもたせた広場とする。イベント開催時などには多様な利用を可能とする。

<観光・レクリエーションゾーン> ・面積 約9ha ・割合 約18%



図2.2.3-2(5) 観光・レクリエーションゾーンにおける配置計画

表2.2.3-2(2) 施設の主な内容（観光・レクリエーションゾーン）

	施設名	分類	施設の主な内容	サブ施設
14	大芝生広場	広場	大空間を確保できビーチ等と連携しやすい位置に配置。大規模なイベントに対応できる。通常は公園利用者の憩いの場とし、軽スポーツやピクニック活動の場としての利用を想定する。	17草海ながめ四阿 18大屋根広場
15	遊具広場	広場	大芝生広場や冒険遊び場と連続的に配し、遊びが広がるようにする。ビジターセンターにも近づけファミリーの利便性を高める。遊具広場には集団でも遊べる大型遊具を設置する。	13みまもりパーゴラ 16冒険あそび場
24	宮古馬牧場	広場	天然記念物である宮古馬とふれあえる場。県道沿いの高低差のある場所に配し、外部からものびやかな風景を眺められるようにする。沖縄で家畜として親しまれるヤギなどの飼育も想定する。	25牧場の高台とボスケ
23	育ての森	林間広場	現圃場を生かした、島民参加による森づくりの場。宮古の自然林の再生を図る。体験農園や園内植物のナーサリーを併設。	
m	観光農園 (まいぱり)		既存の観光農園の活用を図る。	

<健康・スポーツゾーン> ・面積 約6ha ・割合 約12%



図2.2.3-2(6) 健康・スポーツゾーンにおける配置計画

表2.2.3-2(3) 施設の主な内容 (健康・スポーツゾーン)

	施設名	分類	施設の主な内容・用途	サブ施設
26	多目的広場	広場	スポーツ対応の平坦な広場。サッカーコート2面がとれる規模とする。大会利用や合宿の受け入れも想定。受付等はビジターセンターでの対応を想定。	27観覧芝生
28	ランニングトレイル	園路	多目的広場を取り巻く観覧芝生の上部に、ランニングやウォーキング利用のできる周回園路を設ける。	32健康遊具広場
31	遊具広場	広場	市民ニーズの多い遊び場のひとつ。公園内が広いため、園内に複数の遊具広場を配置。「15遊具広場」とは種類の異なる遊具を設ける。	
33	軽スポーツ広場	広場	手軽でコミュニケーションを図りながら楽しめる軽スポーツとして人気の高いパークゴルフ施設。	35ロング四阿
36	若者スポーツフィールド	広場	マウンテンバイクを想定するが、その他若者のストリートスポーツの場として展開可能な空間とする。	
L	多目的広場管理棟	建築	避難タワーに更衣・シャワーなどの便益施設と倉庫、放送室を備える。	

<海辺の森保全・活用ゾーン> ・面積 約 13ha ・割合 約 25%



※本図では、海辺の森保存・活用ゾーンのうち施設が配置されている部分のみ掲載

図2.2.3-2(7) 海辺の森保全・活用ゾーンにおける配置計画

※本図では、海辺の森保存・活用ゾーンのうち施設が配置されている部分のみ掲載

表2.2.3-2(4) 施設の主な内容 (海辺の森保全・活用ゾーン)

施設名	分類	施設の主な内容・用途	サブ施設
海辺の森	既存樹林	当地の環境上、景観上重要な存在である保安林を「海辺の森」と位置づけ、保全・育成を図る。また自然体験や環境学習のフィールドとして活用する。観察や休憩、景観を楽しむためのサブ施設を設ける。	11 森の観察台
海辺の森遊歩道	園路	海辺の森を楽しむ遊歩道。主として既存園路を活用するが、海への動線を強化するために必要な園路を一部追加整備する。	12 展望陸橋

<海辺の森強化ゾーン> ・面積 約4ha ・割合 約8%



図2.2.3-2(8) 海辺の森強化ゾーンにおける配置計画

表2.2.3-2(5) 施設の主な内容（海辺の森強化ゾーン）

	施設名	分類	施設の主な内容・用途	サブ施設
21	緑のウリガー	野外施設	宮古島に有する洞穴井戸（ウリガー）をモチーフとした緑の谷をつくり、植物の生命力を強く体感できる場とする。デザインコンセプトで提示した宮古ならではの自然の中で自分に向き合う、内省的な癒しの場として象徴性の高い空間を創出する。	22緑のパヴィリオン 30育蝶エリア
40	林間キャンプ場	疎林広場	保安林の薄い一帯に樹林を補植し、その林間をキャンプ場として整備する。基本的にはゆったりとした区画のフリーサイトとし、環境に影響のない箇所では車の乗り入れも可能なサイトの配置も可とする。	38炊事棟 37バーベキュー広場 39ハンモックの森
29	もーあしび広場	広場	緑のウリガーとキャンプ場の交点に、観光客と地元民の交流空間ともなる小イベント広場を配置。	
34	水遊び広場	広場	キャンプ場近くに魅力的な水の遊び場を配置。水資源に配慮したミスト噴水、ポップアップ噴水とする。	
k	東管理棟（詰所）	建築	警備員が詰める程度の簡易な詰所	

<海浜保全・活用ゾーン> ・面積 約8ha ・割合 約16%



図2.2.3-2(9) 海浜保全・活用ゾーンにおける配置計画

表2.2.3-2(6) 施設の内容 (海浜保全・活用ゾーン)

施設名	分類	施設の内容・用途	サブ施設
5 マリンハウス	建物	港に隣接した海を望む場にサービス拠点施設を配置。カヌーや遊覧船などのマリレジャーを楽しむ層、海辺でリッチな時間を過ごしたい層に対応。飲食、マリンスポーツ機能、便益機能を提供する。	
8 ビーチハウス	建物	前浜ビーチ前面、現ウインディまいばまの位置に便益施設を再整備する。サービス拠点として、レジャー支援、飲食、海の家（シャワー、更衣室、ロッカー、トイレ）機能を提供。	9 まいばま広場 20 仮設 BBQ フィールド
19 ビーチバレーコート	広場	公園利用者にビーチバレーをアピールし気軽に親んでもらうよう、目につきやすいビーチハウス近くの砂浜後背地に常設コート进行。	
6 浜辺遊歩道	園路	マリンハウスからビーチハウスを海沿いにつなぐ散策路。歩きやすさを確保し、海辺の景観に調和する舗装園路とする。	7 島眺めポイント 10 夕陽のデッキ

2.2.4 対象事業に係る工事計画

(1) 対象事業に係る工事計画

1) 2期区分による工事、事業化

対象事業は、対象事業実施区域を2期に区分して整備を図る。第1期公園整備範囲に工事着手し、第1期公園整備範囲を開園（施設供用）した後、第1期公園整備範囲の利用動向等を踏まえて、第2期公園整備範囲に工事着手、第2期公園整備範囲の開園（施設供用）のスケジュールとなる。



図 2.2.4-1 第1期、2期公園整備範囲

2) 各工事の概要

宮古広域公園（仮称）の整備にあたっては、以下の工事を行う。

表 2.2.4-1 各工事の概要

工事の種類	工事の概要
防災対策工事	土砂流出防止のための仮設沈砂池等の工事を行う。
敷地造成工事	切盛土工、敷均し転圧、法面整形等の工事を行う。
雨水排水施設工事	雨水排水路、浸透柵等の工事を行う。
設備関連施設工事	上水道管の布設、電柱及び架線等の工事を行う。
園路広場等工事	園路、スポーツ施設を含む各種広場等の路床、舗装等の工事を行う。
緑地・植栽工事	樹木植栽、地被植栽等の工事を行う。
便益施設工事	便所、浄化槽等の工事を行う。
建築施設工事	ビジターセンター、ビーチハウス等の建築施設の工事を行う。

3) 工事施工順序

第1期公園整備範囲、及び第2期公園整備範囲ごとに工事を行う。第1期公園整備範囲、第2期公園整備範囲の工事ともに本事業での基本的な工事施工順序は図 2.2.4-2 のとおり、対象事業実施区域外への土砂流出防止のための防災対策工事から着手し、敷地造成工事、雨水排水施設工事、設備関連施設工事、園路・広場等工事、緑地・植栽工事を段階的に進める予定である。

便益施設工事、建築施設工事に関しては、対象事業実施区域内の園路が概ね完成した段階以降に着手する予定である。

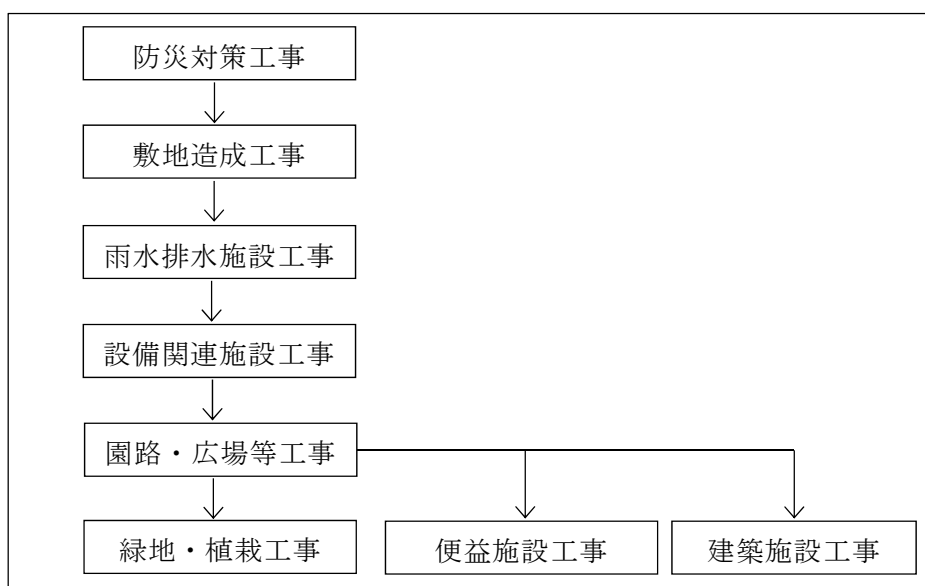


図 2.2.4-2 工事施工順序

4) 工事施工期間

工事施工期間は、工事着手後 16 年間で予定している。

2.2.5 対象事業の背景、検討経緯及び必要性

2.2.5-1 対象事業の背景及び経緯

(1) 対象事業の背景と必要性

宮古圏域は県内で唯一、広域公園が未整備の地域である。またその他の県営公園も沖縄本島に集中して整備・運営されている。県内における適正な公園配置に鑑み、宮古島に広域公園を設置する必要性が高い。

沖縄県では、県政全体の長期構想である「沖縄 21 世紀ビジョン」（沖縄県、平成 22 年）及び県土全体の緑の保全・創出等について定めた「沖縄県広域緑地計画」（沖縄県、平成 12 年）において、県内で唯一、広域公園が未整備の宮古圏域での広域公園整備を進めることが必要としている。対象事業は、これら上位計画に基づき推進するものである。

(2) これまでの経過

上述の背景と必要性のもと、具体的な検討としては、平成 25～26 年度にかけて公園に求められる機能や役割の検討を行い、基本構想案をとりまとめた。とりまとめにあたっては、市民意向を把握するために、圏域住民に対するアンケート調査を実施した。また、検討委員会を設置して指導を仰ぎながら検討を進めた。委員会は県内外の学識者や地元代表、関係する行政職の計 10 名で構成されている。

この基本構想案は、「沖縄県県民意見公募手続実施要綱」に基づく意見募集手続きを経て、平成 26 年 12 月には「(仮称)宮古広域公園基本構想」（2.2.3-1 公園コンセプト参照）として公表されている。

平成 27 年度には、基本構想をもとに、導入機能や利用イメージなどに基づいて導入施設の検討を行い、これを敷地条件にあてはめてゾーニング案までを計画する「基本計画検討業務（その 1）」に取り組んだ。

平成 28 年度には、環境配慮書の手続きを踏まえてゾーニングを決定し、基本設計に取り組んでいる。

今後は、適正な環境影響評価を検討・実施するため、本方法書の公告・縦覧・説明会を通じ、地域住民等からの意見聴取、そして県知事・市長の意見聴取を踏まえて環境影響評価の方法を決定する。

表 2.2.5-1(1) 広域公園設置に係る調査

調査等の名称	実施年度	調査概要
宮古圏域観光拠点(広域的公園)基本構想基礎調査	平成 24 年度	・住民意向、関連団体意向把握 ・諸条件及び関連動向調査 ・公園候補地抽出 ・事例調査
宮古圏域広域公園基本構想検討	平成 25 年度	・基本コンセプト及び公園機能検討 ・公園候補地選定
(仮称)宮古広域公園基本計画検討(その 1)	平成 26～27 年度	・公園基本計画検討 ・経済波及効果算定
宮古広域公園(仮称)基本計画詳細資料(案)	平成 28～29 年度	・基本設計

※いずれも実施主体は沖縄県

(3) 対象事業の検討経緯と複数案の設定

対象事業の内容は、図 2.2.5-1(1)に示す手順により検討を進めてきた。

実施済である環境配慮書の手続きでは、事業の枠組み（構造・配置など）を検討する段階で実施し、複数のゾーニング案を設定し、検討にあたった。

なお、対象事業の目的は 2.1 に示した通り、宮古の美しい青い海とそこで育まれた自然と文化を活かした公園を実現することにあることから、宮古島において本事業を実施する必要がある。また、「都市公園法」（昭和 31 年法律第 79 号）に基づく都市公園として当地に未整備の広域公園を設置することが必要であることから、本事業以外の事業によってはこの目的が達成し得ないため、検討に代替事業の案を含めない。

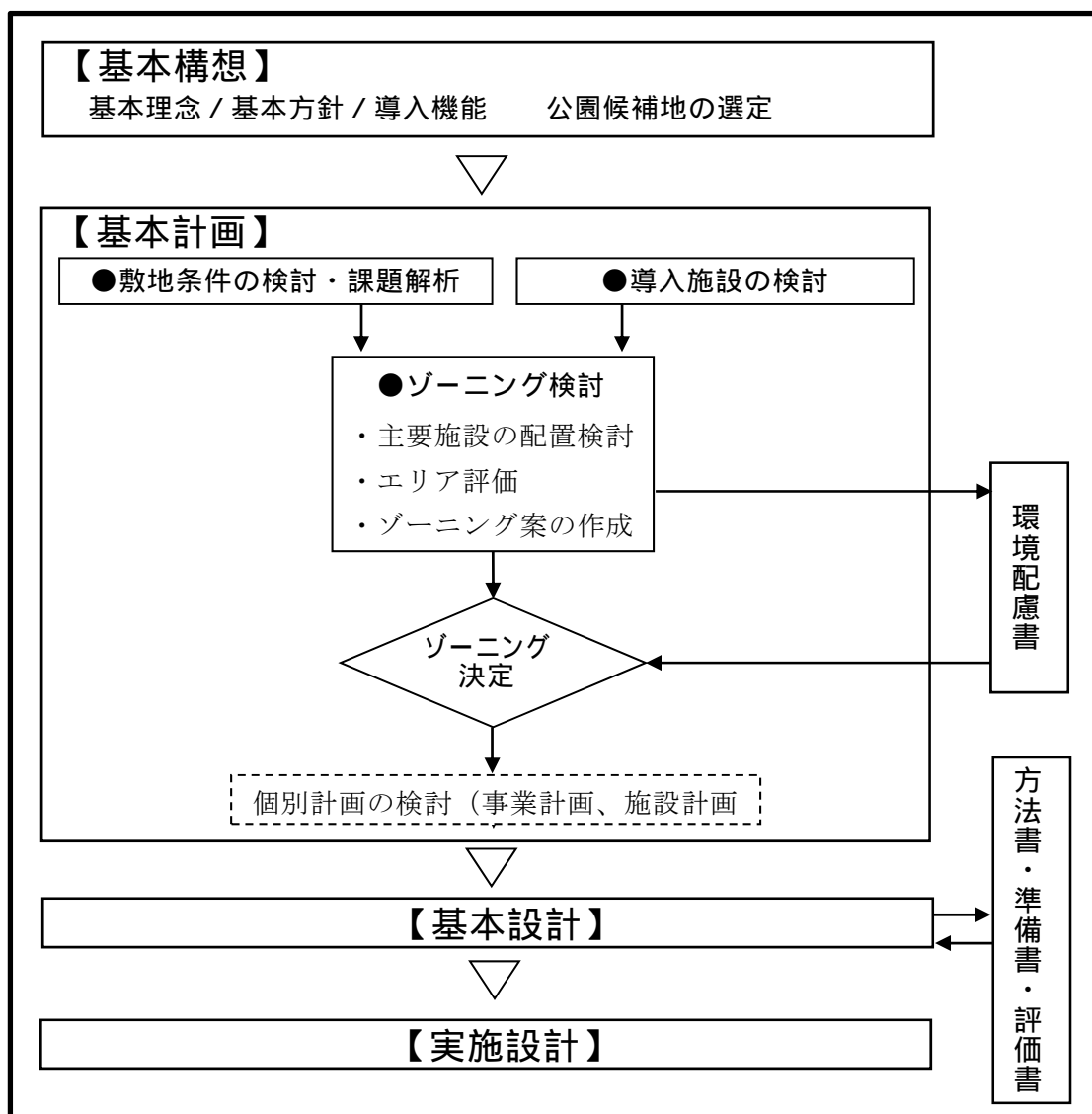


図 2.2.5-1(1) 対象事業の計画検討の流れ

【対象事業の検討経緯】

①公園候補地の選定

平成 24 年度に公園候補地の選定は 2 段階に分けて行った。まず、公園コンセプトとの整合性や敷地や周辺の自然環境、社会条件などを踏まえ、概ね 30ha 以上の土地を確保できる場所を選んだ。この結果、宮古島に 7 カ所、伊良部島に 1 カ所、下地島に 1 カ所の計 9 カ所が公園候補地としてあがった。

この 9 カ所に対して現地調査を実施し、その調査結果とともに、「海を含む、あるいは海に接する地区」、「美しいビーチ、砂浜を持つ地区」、「遊泳ができる地区」という条件で評価した結果、「前浜地区」と「下地島地区」の 2 カ所が候補地として残った。

この 2 地区について、立地特性（位置や交通条件等）、自然特性（地形・地質、沿岸部の自然と植生等）、社会条件（土地利用、土地所有、法規制、関連計画等）、周辺環境等（区域内既存施設、周辺施設、現在の利用特性等）の 4 項目について比較検討を行い、総合的に評価して前浜地区を選定した。

ここで選定された前浜地区が、今回の対象事業実施区域である。



図 2.2.5-1(2) 途中検討段階での公園候補地と対象事業実施区域の位置図

【対象事業の検討経緯】

②敷地条件の検討・課題解析

(a) 自然との共生にかかる検討

(現況)

- ・対象事業実施区域には美しい自然海岸があり、その背後には保安林となっている樹林地がある。保安林は一部の海岸線近くに連続して指定されており、良好な緑のネットワークを形成している。
- ・海岸性の樹林地は比較的良好に発達しており、蝶が多数飛び交うなど、多くの生物の生息の場となっている。
- ・樹林地の一部は幅が極端に薄い。
- ・海岸は白砂の豊富な砂浜のエリア、隆起珊瑚礁が露出したエリアなど変化に富む。

(課題)

- ・海岸性の樹林地は、今後も良好な状態で維持していくことが求められる。
- ・樹林帯を良好に維持し後背地の環境を緩和するために、その部分をより充実することが望まれる。

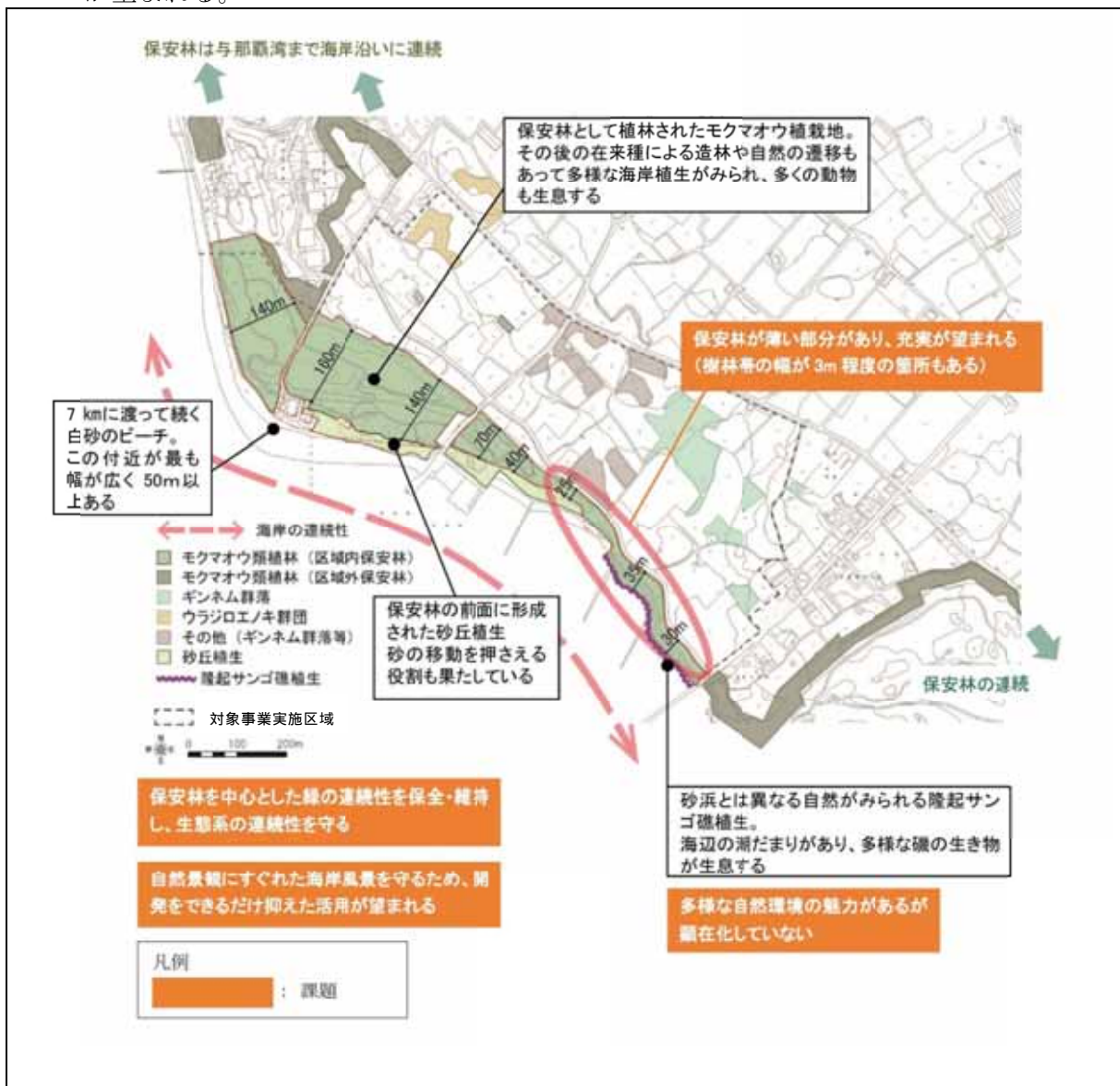


図 2.2.5-1(3) 課題解析図(自然との共生)

(b) 地形特性の検討

- ・対象事業実施区域は長い海岸線を有する。海岸沿いには砂丘由来の微高地が延びているが、その背後は概ね平坦であり、比較的単調な地形である。
- ・公園計画にあたり、海岸線や微高地のリズムを生かしながら、単調な内陸部ではヒューマンスケールに見合うきめ細かな変化をつくっていくことが求められる。地形による遠景に、新たに整備する中景・近景を加えることで、適度に分節された空間スケールが実現される。



図 2.2.5-1(4) 課題解析図(地形特性)

(c) 既存施設・周辺施設の活用と連携

- ・対象事業実施区域内の既存施設として、ウインディまいばま（マリンサービス施設）、港、保安林内遊歩道などがある。自然地の新たな改変を最小限にするためには、これらの施設や空間を活用することが妥当である。
- ・対象事業実施区域内には民間施設である熱帯果樹園まいばり（観光農園）があり、有効活用が望まれる。
- ・前浜ビーチはトライアスロン大会の会場として定着しており、遊泳の場としても親しまれている。ホテル前の区間はホテルによる管理運営がなされているが、公園整備後は連携したビーチ管理が望ましいと考えられる。

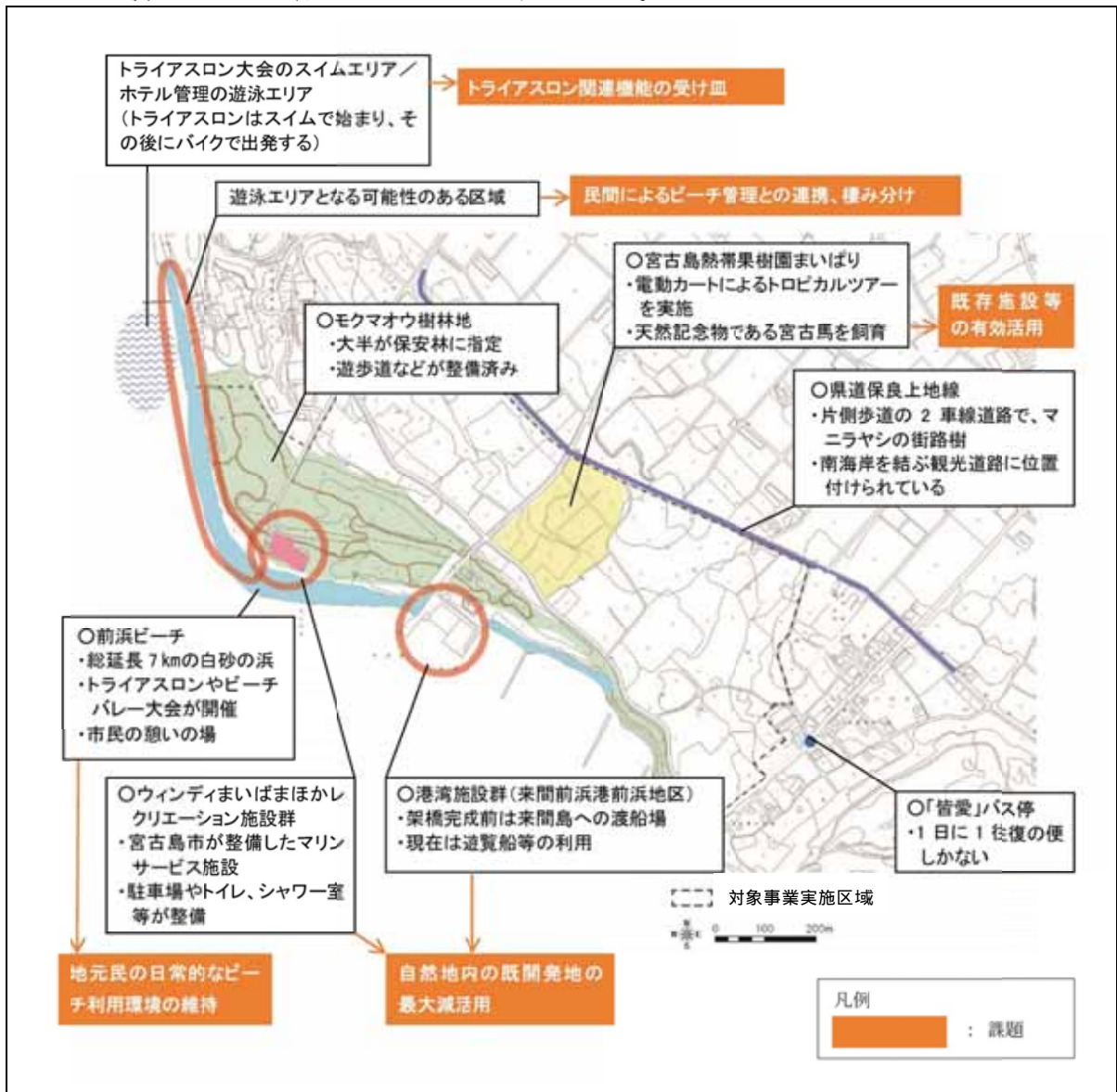


図 2.2.5-1(5) 課題解析図(既存施設・周辺施設の活用と連携)

(d) すぐれた景観の保全と活用

- ・ 高い評価を得ている海岸景があるが、視点場の環境整備が十分でないことなどから、短時間立ち寄りだけのスポットになっている。すぐれた自然景観の保全とともに、潜在的なポテンシャルをいっそう活用することが望まれる。
- ・ 内陸部は平坦な地形のため現状では景観の変化に乏しいが、公園整備により魅力ある景観の創出が望まれる。
- ・ 対象事業実施区域に隣接する県道保良上地線はリゾート幹線と位置づけられているが、現状では単調さが否めず、公園整備により魅力的な景観の創出が望まれる。

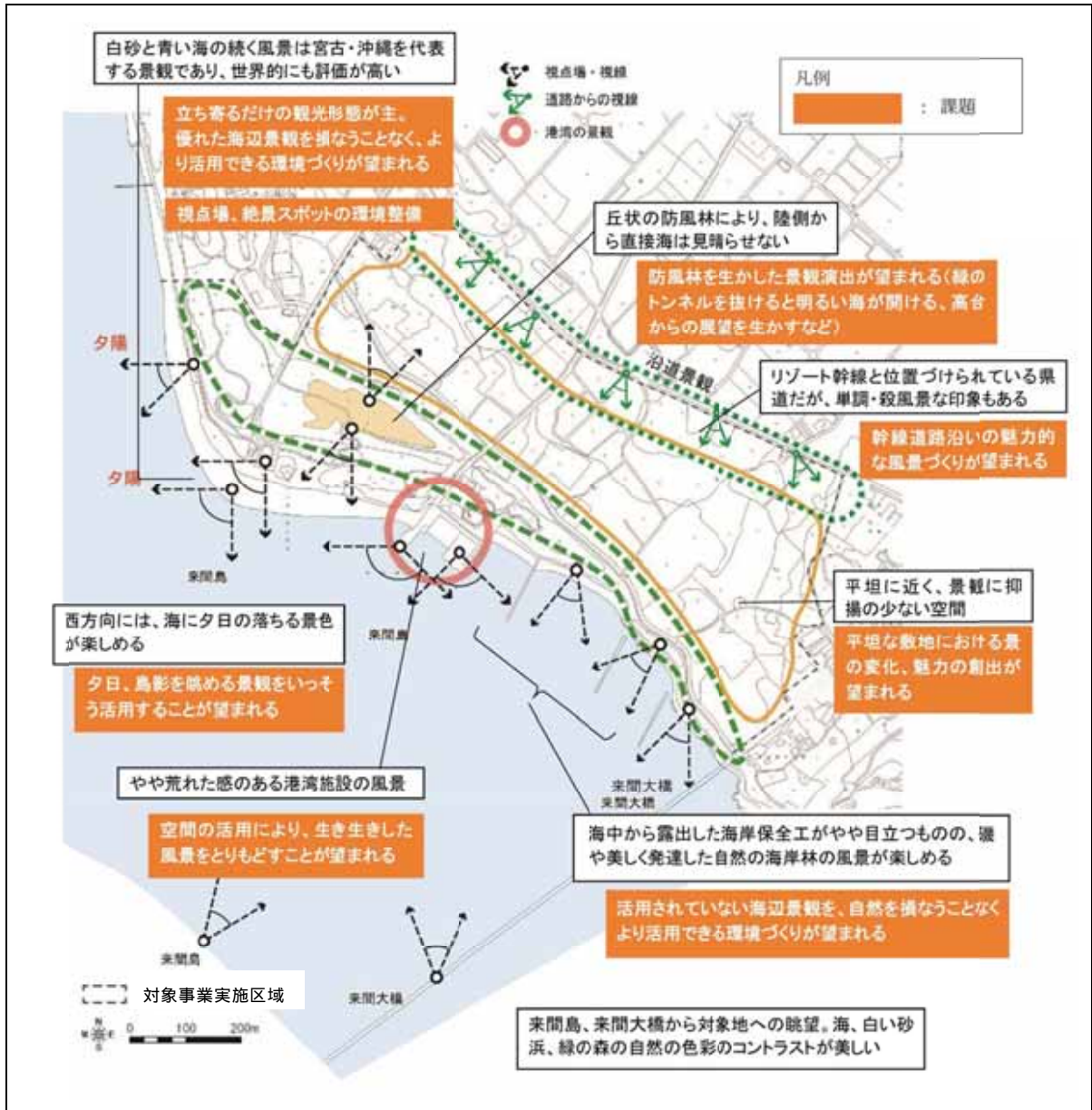


図 2.2.5-1(6) 課題解析図(すぐれた景観の保全と活用)

(e) 災害対応

- ・対象事業実施区域は海岸沿いにあり、津波災害対応が求められる。付近には敷地外に2か所の避難施設（東急リゾートホテル、宮古島皆愛マンション）が存在する。
- ・「沖縄県津波避難計画策定指針」（沖縄県、平成25年3月）における津波避難の原則として、【①5分以内の避難、②5m以上又は予想される範囲・高さ以上の場所への避難】を挙げている。
- ・歩行速度を1.0m/1秒^{*1}としたとき、5分以内で避難する場合の避難距離は300m、10分以内で避難する場合の避難距離は600mとなる。
- ・津波影響開始時間^{*2}を考慮した場合、図2.2.5-1(7)のように敷地内で2か所の避難施設を配置すれば、事業実施対象区域をおよそカバーできる。

- 1 歩行速度は、同指針及び「消防庁津波対策指針マニュアル検討会報告書」（消防庁防災課、平成25年3月）において示されている1.0m/秒（老人自由歩行速度、群集歩行速度、地理不案内者歩行速度等）を目安とする。
- 2 平成27年3月に改訂された津波到達予想図（来間港）では、影響開始時間12分（±20cm）、20分（+50cm）、到達時間22分とされる。

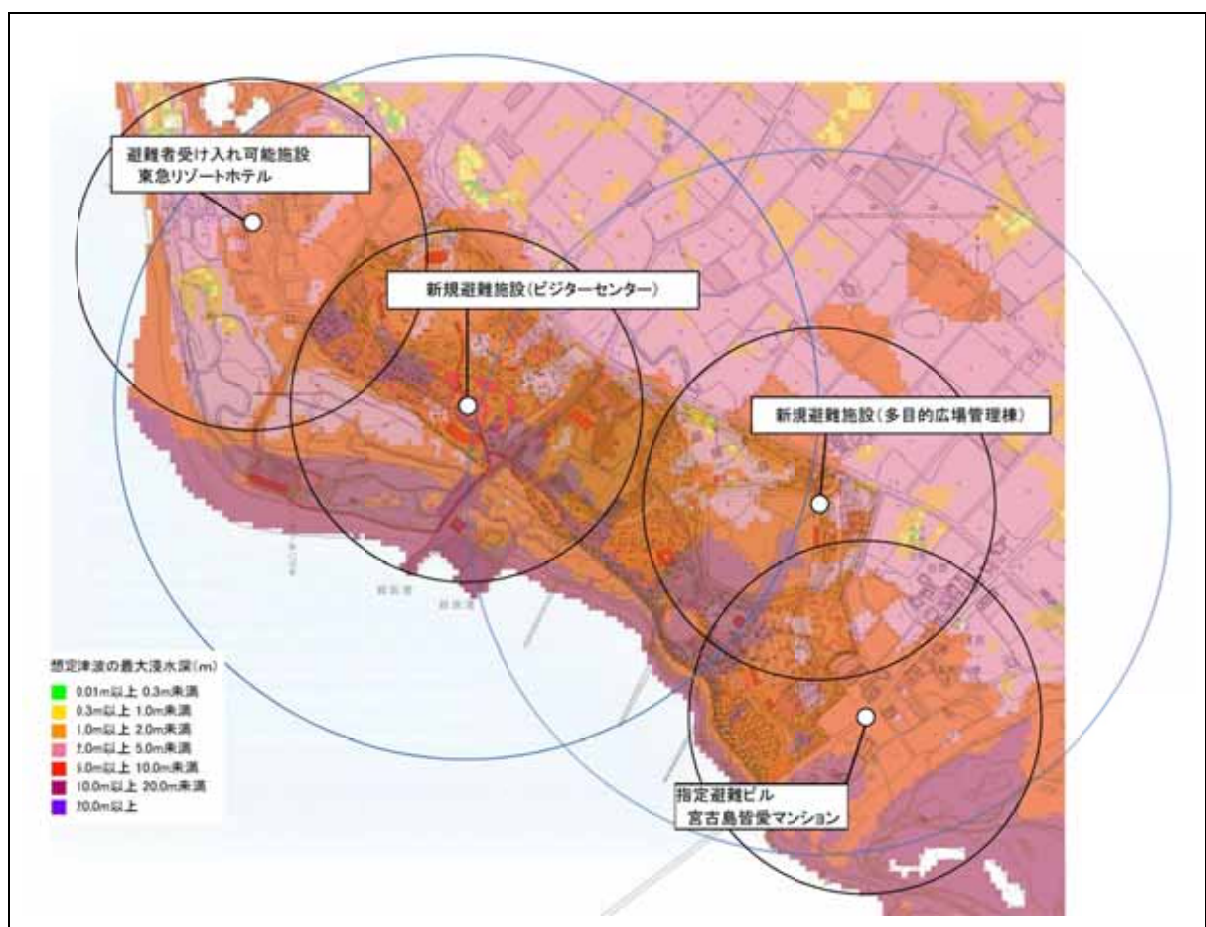


図 2.2.5-1(7) 津波避難計画図

【対象事業の検討経緯】

③導入施設の検討

基本構想で設定した導入機能(図 2.2.5-1(8)参照)に基づき、導入可能性のある施設を検討する。4つの機能からイメージされる施設群を提示する。

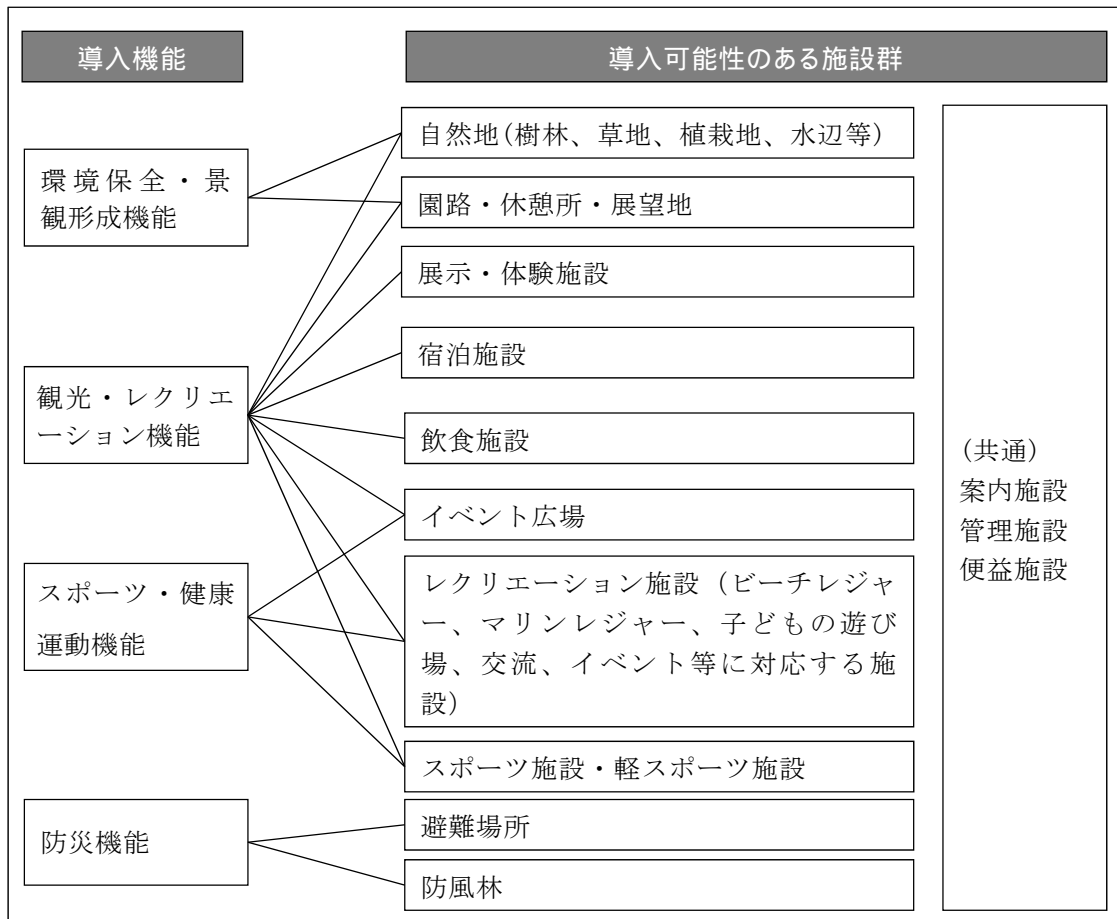


図 2.2.5-1(8) 導入可能性のある施設群

次にこれらの施設群から導かれる具体的な施設について検討した。

各施設は、複数の施設群カテゴリーにまたがるものも多いため、一覧表においては一般的な公園施設類型で整理しなおしている。

表 2.2.5-1(2) 導入可能性施設

分類	導入施設（候補）	内容等（案）
休養・レクリエーション	広場	芝生広場、エントランス広場、イベント広場、展望広場
	花修景施設	花壇、立体花壇、ワイルドフラワー園地、お花畑
	展望休憩所	展望デッキ、ベンチ、東屋（高台・海辺など展望地に配置。高台は避難地を兼ねる）
	冒険遊び場	アスレチック、木登り、ターザンロープ、草滑り、泥・砂遊び場、ツリーハウス
	遊具広場	複合遊具、ユニバーサル遊具
	水遊び場	流れや溜まり、滝や噴水など
	大屋根広場	簡易な遊具もあり、底地は砂場などの遊び場
自然体験・展示	まきば（馬場）	宮古馬の放牧地、厩舎、ガイドンス施設
	ヤギ小屋	牧場の一画でも可
	ぱり（畑）	体験農園、苗圃、素材園、器具庫、堆肥場
	マイパリ内施設※	果樹園、花木園、温室等
	温室※	特段の加温は行わないガラスハウス
	蝶のパビリオン※	放蝶室、飼育室
	エコ対応施設※	ソーラー、風力、水の再利用施設等
健康・スポーツ	多目的グラウンド	サッカーコート2～3面、倉庫、傾斜を利用した観覧スペース
	シンボルコート	常設ビーチバレーコート。砂場と機具設置のための基礎など
	パークゴルフ場	公式戦ができる公認コースとして整備（芝生地）
	ゲートボール場	土のグラウンド
	海域利用施設	栈橋（浮栈橋）や船着き場等
宿泊	林間キャンプ場	樹林地及び芝生広場 宿泊サイト（キャンプサイト、コテージ、バンガロー等） 付帯施設（共同炊事場、野外炉、トイレ等）
管理・サービス施設	公園管理事務所・ビジターセンター	案内所、休憩室、会議・研修室、ボランティア詰所、倉庫、軽食、売店、トイレ等
	ビーチハウス	管理事務所（監視塔、救護室、案内所、詰所、倉庫） サービスハウス（軽食、売店等）（シャワー、更衣室、トイレ）
	サービススポット	トイレ、水飲み、屋外シャワー、手足洗い（※エリアに応じる）
	レストラン	シーサイドレストラン、サンセットカフェ、バーベキューデッキ等
	マリンハウス	マリンサービス受付案内、倉庫、艇庫、詰所
	サービスセンター	サイクルステーション、キャンプ受付・貸出等
園路・駐車場	園路	主園路、副園路、散策路、管理用道路など
	自転車道	林間の道や海沿いの道など
	ジョギング園路	ジョギングやウォーキングに適した舗装、裸足で歩く道（玉石の道、砂の道）砂の道、木道、ウッドチップ、ウレタン舗装等
	駐車場	一般、大型、障害者用など。舗装材や緑陰の工夫（地下浸透と貯水）

（※印は導入にあたり特に検討を要する施設）

【対象事業の検討経緯】

④ゾーニングの検討

対象事業実施区域の特性の解析に基づき、まず大きく保全系と活用系の2つのエリアに区分する。

前段の自然、地形、景観の解析より、対象事業実施区域は海岸線に並行する3つのエリアに区分される。この内、海寄りの2つが保全すべき要素の卓越するエリアであり、保全系エリアと位置づける。残りの一つはすでに開発され、公園としては新たな魅力を必要とするエリアであるため、活用系のエリアと位置づける。

また保全系エリアを構成する樹林地と海岸は、それぞれゾーンとして位置づける。保全系エリアでは、調査結果を踏まえて環境と調和した活用を行う。

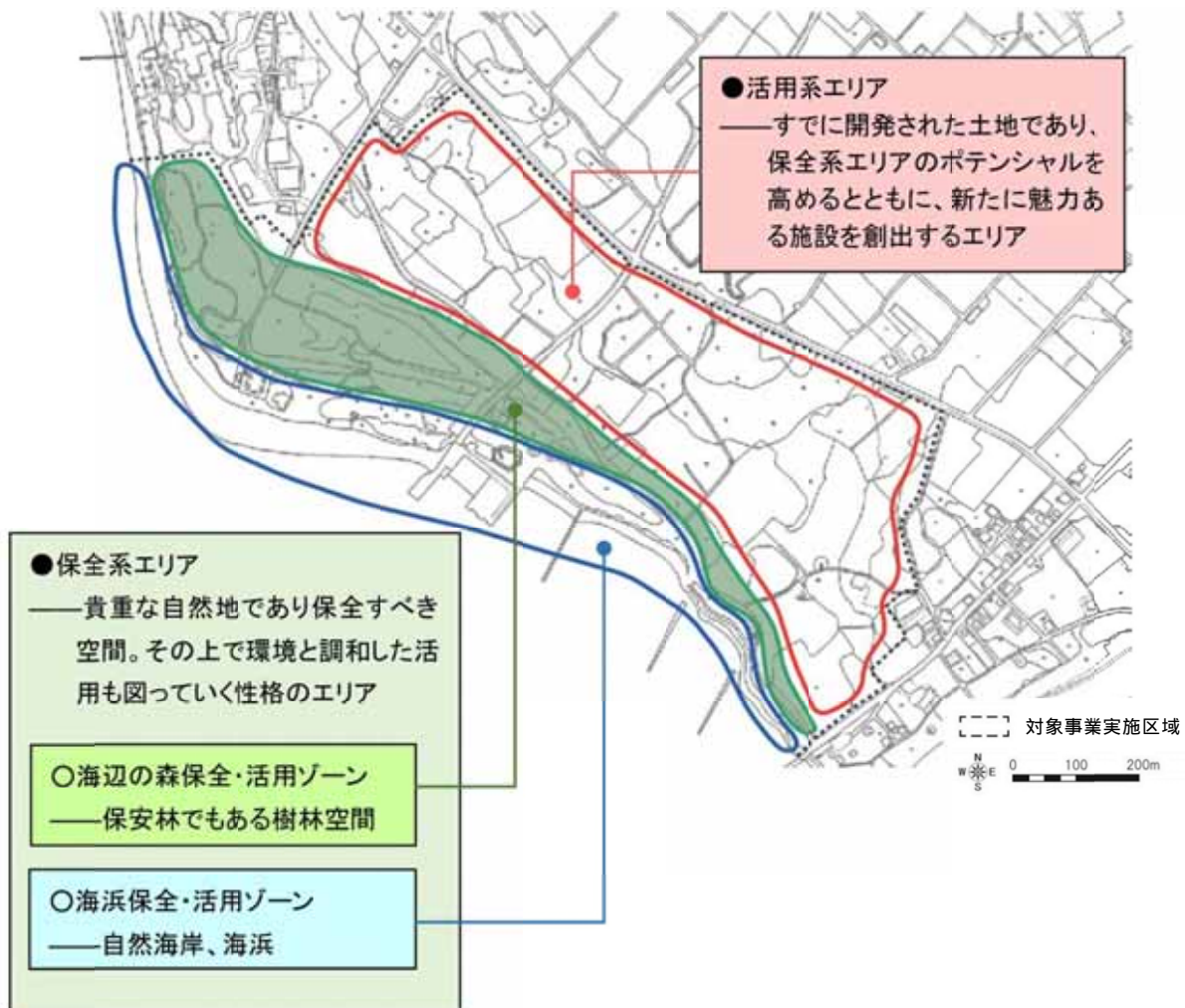


図 2.2.5-1(9) 基盤的エリア区分図

2.2.5-2 上位・関連計画との関連性

宮古広域公園（仮称）に関する上位計画として、表 2.2.5-2 のア、イ、関連計画としてウの概要を整理する。

表 2.2.5-2 上位・関連計画

	名称	策定主体
ア	沖縄 21 世紀ビジョン	沖縄県
イ	沖縄県広域緑地計画	沖縄県
ウ	第 1 次宮古島市総合計画	宮古島市

【上位計画】

ア. 「沖縄 21 世紀ビジョン」（沖縄県、平成 22 年 3 月）

■目標年次

概ね 2030 年

■基本理念

“時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ”

■めざすべき五つの将来像

- ・ 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島
- ・ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島
- ・ 希望と活力にあふれる豊かな島
- ・ 世界に開かれた交流と共生の島
- ・ 多様な能力を発揮し、未来を拓く島

■克服すべき沖縄の固有課題と対応方向

○大規模な基地返還とそれに伴う県土の再編

- ・ 各圏域の機能整備の方向性（宮古圏域）

→固有の自然や文化等の風土に根ざし、美しい海や白い砂浜、周辺離島を含めた風景・景観を活かすとともに、広域的なレクリエーション需要に対応した広域公園の整備や厳しい自然環境を踏まえた全域での電線地中化に努める。

→また、太陽光発電や風力発電、バイオエタノール等のクリーンエネルギーを積極的に導入し、花と緑あふれるエコアイランドを構築する。

(引用者注：エコアイランドの項は直接広域公園に関するものではないが、エコアイランド実現にあたっては公園に期待される役割も大きいことから記載した。)

○千年悠久の人間に優しいまちづくり

- ・ 宮古圏域での観光資源の創出による観光リゾート産業の振興のため、また同圏域内の広域的レクリエーション需要に対応するため、広域公園の整備を図る。

※ 抜粋。下波線はとくに広域公園整備に関わりの深い部分に加筆

また、このビジョンを受けた「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」（沖縄県、平成 24 年 5 月）では、宮古圏域の「拠点都市機能の充実」の中に、「観光リゾート地としての魅力向上、交流人口の拡大を図るため、空港、港湾などの広域交通拠点と中心市街地、集落、観光地等を連結する高野西里線などの幹線道路等及びそれらを補完する市町村道の整備を促進するとともに、広域的なレクリエーション需要に対応した広域公園の整備に努めます。」と記されている。

イ. 「沖縄県広域緑地計画」（沖縄県、平成 12 年）

■ 計画年次

平成 12～32 年度

■ 基本理念

「持続発展的な県土の形成と交流文化の舞台をつくる緑地回廊の形成を目指して」

■ 緑地の配置方針（緑の将来像）

▼ 緑地の配置方針図



○ 基幹的な都市公園の確保方針

< 方針設定基準 >

- ・ 10ha 以上の公園については誘致圏の概念がないことから、沖縄の緑の特性を表す緑地をテーマのある公園として確保し、緑地回廊の中心となる緑地を形成する。
- ・ 都市圏の特性に応じて、各市町村から要望のある公園・緑地を分析・評価しテーマのある公園を不足のないように、バランスよく配置する。

▼ 平良（宮古）都市圏における具体化方針

圏域で唯一、広域公園がないことから、宮古の美しい海を活かした水辺の公園の拡充を図る。

（水辺：宮古公園）

※ 抜粋。下波線はとくに広域公園整備に関わりの深い部分に加筆

【関連計画】

ウ. 「第1次宮古島市総合計画」(宮古島市、平成20年)

■目標年次

基本構想：平成28年度、後期基本計画：平成28年度

【基本構想】

■将来像(島づくりのテーマ)

「こころつながり 結いの島 宮古(みゃーく)」～みんなでつくる 元気で誇れる島づくり～

■島づくりの基本目標

地下水に配慮した資源循環型社会、花と緑であふれる島

明日に夢をつなぐ活力と多彩な交流による

個性豊かな文化をはぐくみ、一人ひとりが輝く島

笑顔とふれあいで、ともに支えあう健康福祉の島

快適な暮らしを支える生活基盤の整った島

住民と行政の協働による自立した島

【基本計画】

■快適な暮らしを支える生活基盤の整った島

○快適な居住環境の形成

- ・身近な憩いの場である公園の効率的な維持管理を推進するとともに県営広域公園の早期整備を促進します。
- ・スポーツ施設と防災拠点施設としての機能を兼ね備えた県営広域公園の整備に向け取り組みます。

○明日に夢をつなぐ活力と多彩な交流によるにぎわいのある島

- ・市民及び来島者が気軽に好きなスポーツに親しめるよう、県営広域公園の整備に向け、取り組みます。

※抜粋。下波線はとくに広域公園整備に関わりの深い部分に加筆

2.2.5-3 施設の配置及び環境配慮に係る検討経緯

計画段階環境配慮書では、対象事業に係る計画立案の段階における公園ゾーニング案（以下、配置案という。）として、A案及びB案の2案を検討した。A案及びB案における配置案を図2.2.5-3に、総合評価の結果を表2.2.5-3(1)～(4)に示す。

両案に共通する事項として、海浜部及びその背後の樹林地は、保全系エリアとして貴重な自然地を保全すべき空間と考えた。また、農地を中心にした空間は活用系エリアとした。ここは、既に開発された土地であり、保全系エリアのポテンシャルを高めるとともに、新たに魅力ある施設を創出するエリアと考え、A案では健康・スポーツゾーンを東側に配置し、B案ではこれを西側に配置する計画とした。

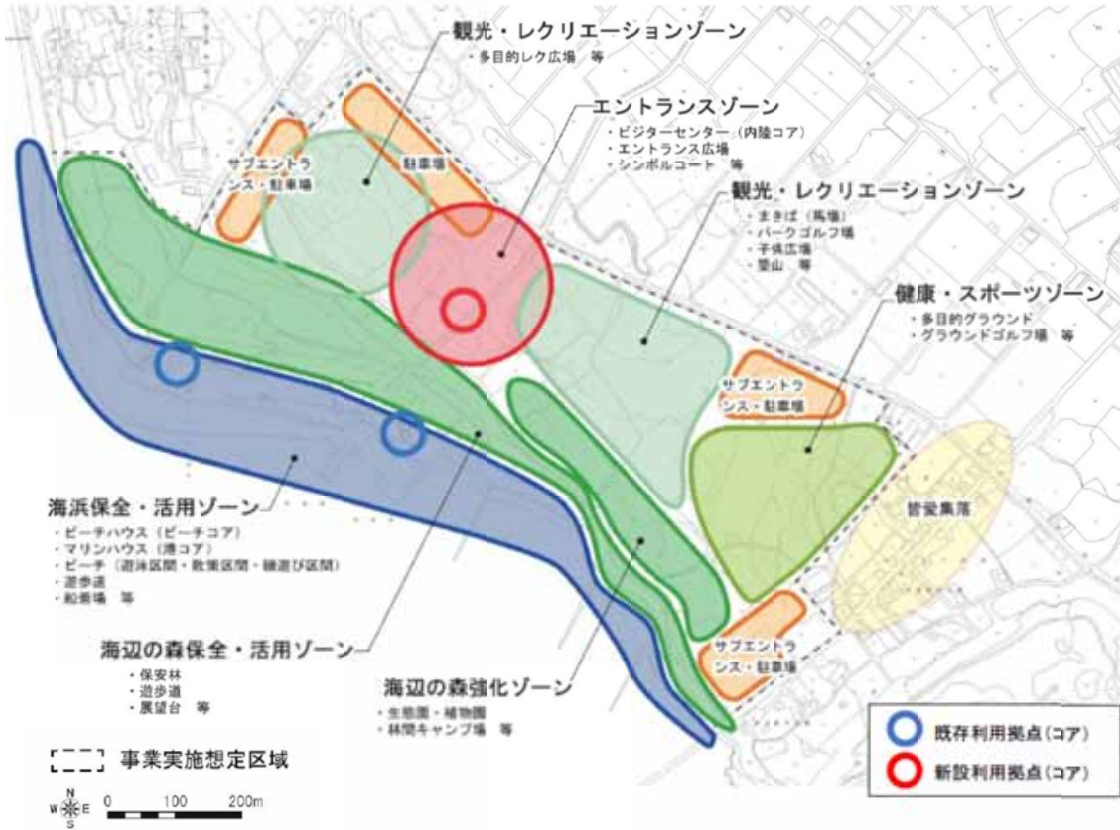
環境配慮書では、陸域植物や生態系への影響の面で、A案のほうがわずかに優れているものの、今後の公園計画の詳細検討の段階で対応できる事項と考え、総合評価としては、A案とB案は優劣が付けがたいと評価した。

この環境配慮書を公表して住民説明会を開催し、知事、宮古島市長及び一般の意見を求めたところ、隣接集落に対する騒音等の影響への考慮や、自然植生の改変の回避が求められており、当該意見に対応できるA案が優位と考えた。

また、公園計画の観点からは、周辺施設との連携やイベント対応等を考慮し、A案が優位と考えた。

こうした知事意見等を踏まえ、公園基本計画等に関して指導・助言を行う「宮古広域公園（仮称）計画検討委員会（第6回：平成28年6月29日）」に諮り、配置案はA案を選定した。

A案 スポーツゾーン東配置案



B案 スポーツゾーン西配置案



図 2.2.5-3 A案及びB案における配置案

表 2.2.5-3(1) A案及びB案における総合評価の結果

項目		A案	B案
陸域植物	重要な植物種の分布状況	海岸部の現状の土地の改変がほとんどないことから、確認された重要な植物種は保存され、生育環境もほとんど維持される。 (○)	海岸部の現状の土地の改変がほとんどないことから、確認された重要な植物種は保存され、生育環境もほとんど維持される。 (○)
	植生の分布状況 ・ 海岸部、西側の海岸後背地の植栽域 ・ 東側の海岸後背地の植栽域 ・ 内陸部	・ 既存の遊歩道を活用した整備であることから、影響は軽微と評価される。 ・ 植物園等の整備により、森林環境の拡大により正の影響と評価される。 ・ 耕作地から人工草原や樹林帯、人工構造物に変化する。在来の植物が優占する森林は、抵触する整備が行われた場合、分布が減少する可能性がある。 (△+)	・ 既存の遊歩道を活用した整備であることから、影響は軽微と評価される。 ・ 植物園等の整備により、森林環境の拡大により正の影響と評価される。 ・ 耕作地から人工草原や樹林帯、人工構造物に変化する。在来の植物が優占する森林は、駐車場等の整備が行われた場合、分布が減少する可能性はA案よりも大きい。 (△-)
	比較	△+	△-
陸域動物	「サトウキビ畑や草地」に生息するミヤコヒキガエル	土地の改変が少なく積極的に植林を行う計画であることから、 生息環境が維持 または新たに創出される。 (○)	土地の改変が少なく積極的に植林を行う計画であることから、 生息環境が維持 または新たに創出される。 (○)
	「常緑広葉樹林で、落葉があり、土壌動物が豊富であるが、下草の少ない場所」に生息するサキシマキノボリトカゲ	土地の改変が少なく積極的に植林を行う計画であることから、 生息環境が維持 または創出される。 ()	土地の改変が少なく積極的に植林を行う計画であることから、 生息環境が維持 または創出される。 ()
	キシノウエトカゲ、オカヤドカリ類など主に「海岸付近に多くみられ、特に砂地など」に多く生息する種	海岸部の現状の土地の改変がほとんどないことから、 生息環境が維持 される。 ()	海岸部の現状の土地の改変がほとんどないことから、 生息環境が維持 される。 ()
	比較	△	△

※1 網掛け以外の部分

(◎)：良好な影響がある、(○)：影響は小さい、(△)：一定の影響が想定される、(×)：影響が想定される

※2 網掛けの部分

○：他の案と比べて優れている、△：他の案とほとんど差がない、×：他の案と比べて劣っている

※3 網掛けの部分の記号が△同士の場合

＋：他の案に比べてわずかに優れている、－：他の案に比べてわずかに劣っている、：他の案と比べて優劣つけがたい

(上記の凡例は、以下の表にも共通)

表 2.2.5-3(2) A案及びB案における総合評価の結果

項目		A案	B案
生態系	生態系保全上重要な自然環境の残存状況	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸の砂丘植生群、アダンやクサトベラ群落、モクマオウ等の植林及び岩礁植生地の保全上重要な自然環境は残存する。 ・ガジュマル-ハマイヌビワ群落における土地利用の変化を回避又は低減することで、群落及び生育環境が残存する又は影響が緩和される。 <p>(+)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸の砂丘植生群、アダンやクサトベラ群落、モクマオウ等の植林及び岩礁植生地の保全上重要な自然環境は残存する。 ・ガジュマル-ハマイヌビワ群落における土地利用の変化に伴い、群落及び生育環境が消失する。 <p>(△-)</p>
	生物の移動経路	海岸の砂丘植生群、アダンやクサトベラ群落及びモクマオウ等の植林が残存することから、海と陸を往き来する生物群の移動経路は確保される。	海岸の砂丘植生群、アダンやクサトベラ群落及びモクマオウ等の植林が残存することから、海と陸を往き来する生物群の移動経路は確保される。
	生物行動等の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜や遊歩道の散策時に海浜植物等に対し、踏圧による劣化等の影響が想定される。 ・海岸に生息するオカヤドカリ類等の生物群に対し、夜間照明による繁殖・産卵行動の中断等の影響が想定される。 <p>(×)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜や遊歩道の散策時に海浜植物等に対し、踏圧による劣化等の影響が想定される。 ・海岸に生息するオカヤドカリ類等の生物群に対し、夜間照明による繁殖・産卵行動の中断等の影響が想定される。 <p>(×)</p>
	比較	△+	△-
景観	景観資源の状況	良好な樹林地の形成や海浜の保全、荒蕪地の解消などが図られることから、景観に与える影響は小さい。	良好な樹林地の形成や海浜の保全、荒蕪地の解消などが図られることから、景観に与える影響は小さい。
	主要な眺望点及び眺望景観の状況	海浜、樹林地、展望台等の主要な眺望点及び眺望景観に大きな変化はない。	海浜、樹林地、展望台等の主要な眺望点及び眺望景観に大きな変化はない。
	比較	△	△

表 2.2.5-3(3) A案及びB案における総合評価の結果

項目		A案	B案
人と自然との 触れ合い活動の場	宮古島市ふれあいの前浜海浜広場	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施による負の影響は少ない。 ・構造物の改修や施設の管理の面では、人と自然の触れ合い活動に対して良好な影響が想定される。 <p>(◎)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施による負の影響は少ない。 ・構造物の改修や施設の管理の面では、人と自然の触れ合い活動に対して良好な影響が想定される。 <p>(◎)</p>
	来間前浜港前浜地区	<ul style="list-style-type: none"> ・公園整備事業において観光農園が継続されるか否かは未定であるが、機能は継承されることから事業による大きな影響はないと予想される。 ・公園整備後の管理運営形態によっては、人と自然の触れ合いの質の部分に影響が生じる可能性がある。 <p>(△)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公園整備事業において観光農園が継続されるか否かは未定であるが、機能は継承されることから事業による大きな影響はないと予想される。 ・公園整備後の管理運営形態によっては、人と自然の触れ合いの質の部分に影響が生じる可能性がある。 <p>(△)</p>
	宮古島熱帯果樹園まいぱり	<ul style="list-style-type: none"> ・公園整備事業において観光農園が継続されるか否かは未定であるが、機能は継承されることから事業による大きな影響はないと予想される。 ・公園整備後の管理運営形態によっては、人と自然の触れ合いの質の部分に影響が生じる可能性がある。 <p>(△)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公園整備事業において観光農園が継続されるか否かは未定であるが、機能は継承されることから事業による大きな影響はないと予想される。 ・公園整備後の管理運営形態によっては、人と自然の触れ合いの質の部分に影響が生じる可能性がある。 <p>(△)</p>
	宮古島東急リゾート前ビーチ	<p>施設の管理及び利用の面で、公園内ビーチにおいて同様の遊泳環境整備が行われた場合、競合によって触れ合い活動の頻度が下がる可能性がある。</p> <p>(△)</p>	<p>施設の管理及び利用の面で、公園内ビーチにおいて同様の遊泳環境整備が行われた場合、競合によって触れ合い活動の頻度が下がる可能性がある。</p> <p>(△)</p>
	予測地域内での新たな人と自然の触れ合い活動の場 事業実施想区域の その他公園施設	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の存在・構造物の存在の面では、人と自然が触れ合える場が増加し、良好な影響が想定される。 ・施設等の利用及び管理の面では、人と自然の触れ合い活動の活発化と想定される。 <p>(◎)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の存在・構造物の存在の面では、人と自然が触れ合える場が増加し、良好な影響が想定される。 ・A案に比べ、新たな人と自然の触れ合いの場の一部で既存樹林地の活用可能性がやや小さいが、大きな差とはいえない ・施設等の利用及び管理の面では、人と自然の触れ合い活動の活発化と想定される。 <p>(◎)</p>
比較		△	△

表 2.2.5-3(4) A 案及び B 案における総合評価の結果

項目		A 案	B 案
歴史的・文化的環境	文化財等	事業実施想定区域内に文化財は無く、近傍の文化財も公園利用の影響を受ける範囲では無い。 (○)	事業実施想定区域内に文化財は無く、近傍の文化財も公園利用の影響を受ける範囲では無い。 (○)
	御嶽・拝所	事業実施想定区域内に拝所は 1 ヲ所あるが、周辺部も含めて保存される。 (○)	事業実施想定区域内に拝所は 1 ヲ所あるが、周辺部も含めて保存される。 (○)
	比較	△	△
総合比較		<p>< A 案と B 案の比較評価 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸域動物、生態系、景観、人と自然との触れ合い活動の場、歴史的・文化的環境においては、A 案と B 案にほとんど差はない。 ・陸域植物及び生態系では、A 案がわずかに優れている。 ・この差は、共に小規模な「ガジュマルーハマイヌビワ群落」の消失に伴うものであり、今後の公園計画の詳細検討（動線計画や施設配置計画等）の中で、消失の程度を抑えたり、代償植栽の実施等により、この影響を最小限に抑えることができる可能性がある。 <p>以上のことから、現時点では A 案と B 案における優劣はつけがたいと評価される。</p>	